

本原原発第20号  
令和元年12月18日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地  
中部電力株式会社  
代表取締役社長 勝野 哲  
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定  
変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請致します。

記

1. 変更の内容

昭和49年5月27日付49原第4719号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定について、別添(1)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第1編)」の変更後欄及び別添(2)「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表(第2編)」の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

## 2. 変更の理由

### (1) 令和2年4月1日付け分社化に伴う組織再編の反映に係る変更

令和2年4月1日付け分社化に伴う組織再編の一環として、ビジネスソリューション・広報センターの機能の再整理を行い、広報機能を事業会社、総務・広報・地域共生本部へ移管するとともに、総務センターと調達センターに再編し、現行「ビジネスソリューション・広報センター」が担務する「資材の調達先の評価・選定に関する業務」は、あらたに設置する「調達センター」に引き継ぎ、「調達センター長」の責任の下、当該業務を実施する予定である。

この分社化に伴う組織再編を反映するため、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

(変更する条文)

- ・第1編第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第1編第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第1編第3条（品質保証計画）
- ・第1編第4条（保安に関する組織）
- ・第1編第5条（保安に関する職務）
- ・第2編第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第2編第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第2編第3条（品質保証計画）
- ・第2編第4条（保安に関する組織）
- ・第2編第5条（保安に関する職務）

### (2) 原子力部門及び原子力関係部門の用語の再定義

原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更するとともに、第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」と定義し、保安規定第1編及び第2編の関連条文を変更する。

(変更する条文)

- ・第1編第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第1編第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）
- ・第2編第2条の2（安全文化の醸成）
- ・第2編第2条の3（関係法令及び保安規定の遵守）

## 3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第1編の第2条の2、第2条の3、第3条、第4条及び第5条並びに

第2編の第2条の2，第2条の3，第3条，第4条及び第5条における組織再編の反映に係る変更については，変更認可を受けた後，当社が定める日から施行する。

以 上

## 浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可番号
1	昭和50年7月15日	50原第6031号
2	昭和50年10月15日	50原第8085号
3	昭和51年6月1日	51安第3238号
4	昭和51年12月13日	51安(原規)第186号
5	昭和52年5月31日	52安(原規)第134号
6	昭和52年10月3日	52安(原規)第270号
7	昭和53年1月26日	53安(原規)第16号
8	昭和54年7月10日	54資庁第8348号
9	昭和54年9月6日	54資庁第9989号
10	昭和54年10月22日	54資庁第12097号
11	昭和54年12月8日	54資庁第15931号
12	昭和55年5月6日	55資庁第4940号
13	昭和55年8月5日	55資庁第9528号
14	昭和55年8月29日	55資庁第10602号
15	昭和56年3月30日	56資庁第2662号
16	昭和56年6月19日	56資庁第7444号
17	昭和56年8月20日	56資庁第10448号
18	昭和57年2月26日	57資庁第2530号
19	昭和57年7月31日	57資庁第10881号
20	昭和58年8月29日	58資庁第11217号
21	昭和59年5月18日	59資庁第4765号
22	昭和59年8月17日	59資庁第10192号
23	昭和59年12月10日	59資庁第13449号
24	昭和60年5月1日	60資庁第4679号
25	昭和60年7月25日	60資庁第8889号
26	昭和61年10月15日	61資庁第11645号
27	昭和62年6月29日	62資庁第8206号
28	昭和62年8月25日	62資庁第10265号
29	昭和63年2月4日	62資庁第16334号
30	昭和63年4月6日	63資庁第2500号
31	平成元年3月31日	元資庁第3500号
32	平成2年3月23日	2資庁第1878号
33	平成2年9月25日	2資庁第9820号
34	平成3年1月17日	2資庁第14526号
35	平成4年5月13日	4資庁第5719号
36	平成4年11月6日	4資庁第12030号
37	平成5年6月25日	5資庁第7245号
38	平成6年1月19日	5資庁第13491号
39	平成6年9月26日	6資庁第10233号
40	平成7年10月23日	7資庁第12069号
41	平成8年3月28日	8資庁第1893号
42	平成8年6月25日	8資庁第6659号
43	平成8年12月20日	8資庁第11850号

	認可年月日	認可番号
44	平成9年6月26日	平成09・06・11資第7号
45	平成10年12月17日	平成10・11・24資第35号
46	平成11年7月9日	平成11・05・31資第11号
47	平成13年1月5日	平成12・08・31資第17号
48	平成13年2月23日	平成13・02・15原第11号
49	平成13年3月30日	平成13・03・23原第8号
50	平成13年10月29日	平成13・09・12原第3号
51	平成14年3月18日	平成14・02・25原第4号
52	平成14年9月20日	平成14・08・21原第10号
53	平成14年12月20日	平成14・12・04原第2号
54	平成15年5月9日	平成15・04・10原第18号
55	平成15年8月6日	平成15・06・26原第3号
56	平成15年11月7日	平成15・09・24原第5号
57	平成16年5月20日	平成15・12・18原第12号
58	平成16年8月3日	平成16・07・09原第21号
59	平成16年10月15日	平成16・09・29原第3号
60	平成17年1月11日	平成16・12・01原第3号
61	平成17年12月20日	平成17・12・06原第4号
62	平成18年2月22日	平成18・01・31原第12号
63	平成18年6月15日	平成18・05・29原第2号
64	平成18年11月1日	平成18・10・18原第9号
65	平成19年4月25日	平成19・04・02原第5号
66	平成19年6月22日	平成19・06・01原第30号
67	平成19年9月18日	平成19・07・27原第13号
68	平成19年12月13日	平成19・09・28原第34号
69	平成19年12月13日	平成19・11・30原第27号
70	平成20年6月23日	平成20・06・02原第27号
71	平成20年8月22日	平成20・07・11原第20号
72	平成20年9月19日	平成20・09・01原第9号
73	平成20年12月12日	平成20・10・31原第20号
74	平成21年1月19日	平成20・12・22原第18号
75	平成21年2月13日	平成21・02・03原第24号
76	平成21年6月19日	平成21・05・29原第1号
77	平成21年11月18日	平成21・10・14原第9号
78	平成22年2月25日	平成22・01・29原第10号
79	平成22年6月24日	平成22・05・31原第4号
80	平成22年12月13日	平成22・10・07原第2号
81	平成23年2月16日	平成23・02・01原第4号
82	平成23年4月5日	平成23・03・02原第8号
83	平成23年5月6日	平成23・04・06原第15号
84	平成23年5月11日	平成23・04・22原第12号
85	平成23年6月29日	平成23・06・06原第8号
86	平成24年9月6日	20120813原第37号
87	平成25年5月8日	原管廃収第130212001号
88	平成25年6月28日	原管B発第1306272号

	認可年月日	認可番号
89	平成25年12月24日	原管B発第1312241号
90	平成26年2月21日	原管廃発第1402192号
91	平成26年6月25日	原規規発第1406244号
92	平成26年9月3日	原規規発第1409022号
93	平成26年11月7日	原規規発第1411062号
94	平成27年6月10日	原規規発第1506101号
95	平成28年2月3日	原規規発第16020317号
96	平成28年3月2日	原規規発第1603024号
97	平成28年3月24日	原規規発第16032416号
98	平成29年3月2日	原規規発第1703021号
99	平成29年4月27日	原規規発第17042711号
100	平成29年8月16日	原規規発第1708162号
101	平成30年3月12日	原規規発第1803128号
102	平成30年8月21日	原規規発第1808215号
103	令和元年9月3日	原規規発第1909034号

別 添 ( 1 )

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 (第 1 編)

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力関係部門</u>（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。）及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における安全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成する活動を実施する。</p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力部門</u>（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。）及び<u>原子力関係部門（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織をいう。以下、同じ。）</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>における安全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成する活動を実施する。</p>	<p>・原子力部門及び原子力関係部門の用語の再定義 （原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更） （第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織（中部電力大の業務を行う中で原子力に関する業務に従事する組織）を「原子力関係部門」と呼称）</p> <p>・<u>分社化に伴う組織再編の反映</u> （「ビジネスソリューション・広報センター（長）」を「調達センター（長）」に変更）</p>



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p>	<p>・原子力部門及び原子力関係部門の用語の再定義</p> <p>（原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更）</p> <p>（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織（中部電力大の業務を行う中で原子力に関する業務に従事する組織）を「原子力関係部門」と呼称）</p> <p>・<u>分社化に伴う組織再編の反映</u></p> <p>（「ビジネスソリューション・広報センター（長）」を「調達センター（長）」に変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前		変更後		備考																																																																																																																		
<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>(略)</p> <p>表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の関連条項</th> <th colspan="2" rowspan="2">一次文書</th> <th colspan="3">二次文書</th> </tr> <tr> <th>整理番号</th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>原子力</td> <td>品質保証</td> <td>03</td> <td>文書管理指針</td> <td>原子力部</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>品質保証</td> <td>計画書</td> <td>70</td> <td>取引会社選定・契約指針</td> <td>ビジネスソリューション・広報センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>原子力</td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>原子力</td> <td>品質保証</td> <td>07</td> <td>不適合等管理指針</td> <td>原子力部</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>品質保証</td> <td>計画書</td> <td></td> <td></td> <td>ビジネスソリューション・広報センター</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>規格</td> <td></td> <td>70</td> <td>取引会社選定・契約指針</td> <td>ビジネスソリューション・広報センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> </tbody> </table>		第3条の関連条項	一次文書		二次文書			整理番号	文書名	管理部署	4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部	4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部	8.5.2	品質保証	計画書			ビジネスソリューション・広報センター	8.5.3	規格		70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>(略)</p> <p>表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第3条の関連条項</th> <th colspan="2" rowspan="2">一次文書</th> <th colspan="3">二次文書</th> </tr> <tr> <th>整理番号</th> <th>文書名</th> <th>管理部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3</td> <td>原子力</td> <td>品質保証</td> <td>03</td> <td>文書管理指針</td> <td>原子力部</td> </tr> <tr> <td>4.2.4</td> <td>品質保証</td> <td>計画書</td> <td>70</td> <td>取引会社選定・契約指針</td> <td>調達センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>原子力</td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td>原子力</td> <td>品質保証</td> <td>07</td> <td>不適合等管理指針</td> <td>原子力部</td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td>品質保証</td> <td>計画書</td> <td>70</td> <td>取引会社選定・契約指針</td> <td>調達センター</td> </tr> <tr> <td>8.5.3</td> <td>規格</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>KS-01</td> <td>原子力内部監査指針</td> <td>経営審査室</td> </tr> </tbody> </table>		第3条の関連条項	一次文書		二次文書			整理番号	文書名	管理部署	4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部	4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部	8.5.2	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター	8.5.3	規格							—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	<p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>(取引会社選定・契約指針の管理部署について、「ビジネスソリューション・広報センター」を「調達センター」に変更)</p>
第3条の関連条項	一次文書				二次文書																																																																																																																	
			整理番号	文書名	管理部署																																																																																																																	
4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部																																																																																																																	
4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター																																																																																																																	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	
8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	
8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部																																																																																																																	
8.5.2	品質保証	計画書			ビジネスソリューション・広報センター																																																																																																																	
8.5.3	規格		70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター																																																																																																																	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	
第3条の関連条項	一次文書		二次文書																																																																																																																			
			整理番号	文書名	管理部署																																																																																																																	
4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部																																																																																																																	
4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター																																																																																																																	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	
8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	
8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部																																																																																																																	
8.5.2	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター																																																																																																																	
8.5.3	規格																																																																																																																					
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室																																																																																																																	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前						変更後						備考
表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係						表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係						
第3条の関連条項	一次文書		二次文書			第3条の関連条項	一次文書		二次文書			
			整理番号	文書名	管理部署				整理番号	文書名	管理部署	
5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4	原子力 品質保証 計画書 規程	品質保証 計画書	02	業務計画策定・評価指針	原子力部	5.4.1 5.4.2 5.6 7.1 7.2 8.2.1 8.2.3 8.4	原子力 品質保証 計画書 規程	品質保証 計画書	02	業務計画策定・評価指針	原子力部	<p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>（取引会社選定・契約指針の管理部署について、「ビジネスソリューション・広報センター」を「調達センター」に変更）</p>
5.6 8.4	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター	5.6 8.4	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	
6.2.2	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	04	教育指針	原子力部	6.2.2	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	04	教育指針	原子力部	
			70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター				70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	
7.1 7.5 7.6 8.2.4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.1 7.5 7.6 8.2.4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.1 7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.1 7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.4	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	06	調達管理指針	原子力部	7.4	原子力 品質保証 規程	品質保証 計画書	06	調達管理指針	原子力部	
			70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター				70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
8.2.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8.2.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(以下, 略)						(以下, 略)						

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="148 451 1314 1052" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本店)</p> <pre> graph TD     S[社長] --- M1[管理責任者(経営考査室長)]     S --- M2[管理責任者(原子力本部長)]     M1 --- M1S[経営考査室長]     M2 --- M2S[原子力本部長]     M2S --- M2S1[原子力部長 ※1]     M2S --- M2S2[原子力発電保安審議会]     M2S --- M2S3[原子力土建部長]     M2S --- M2S4[原子燃料サイクル部長]     M2S --- M2S5[ビジネスソリューション・ 広報センター長]                     </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織(本店)</p> <p>(以下, 略)</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="1371 451 2537 1052" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本店)</p> <pre> graph TD     S[社長] --- M1[管理責任者(経営考査室長)]     S --- M2[管理責任者(原子力本部長)]     M1 --- M1S[経営考査室長]     M2 --- M2S[原子力本部長]     M2S --- M2S1[原子力部長 ※1]     M2S --- M2S2[原子力発電保安審議会]     M2S --- M2S3[原子力土建部長]     M2S --- M2S4[原子燃料サイクル部長]     M2S --- M2S5[調達センター長]                     </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織(本店)</p> <p>(以下, 略)</p>	<p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>(「ビジネスソリューション・広報センター長」を「調達センター長」に変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行うと共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(3) 経営考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務を行う。</p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、原子燃料の調達先の評価・選定及び原子燃料の発電所構内運搬の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) <b>ビジネスソリューション・広報センター長</b>は、資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行うと共に、原子力部長、原子力土建部長及び原子燃料サイクル部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(3) 経営考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務を行う。</p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子燃料サイクル部長は、原子燃料の調達先の評価・選定及び原子燃料の発電所構内運搬の総括に関する業務を行う。</p> <p>(7) <b>調達センター長</b>は、資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>・記載の整合（句読点の追加）</p> <p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>（資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う職位について、「ビジネスソリューション・広報センター長」から「調達センター長」に変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）

変更前	変更後	備考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第2条の2、第2条の3、第3条、第4条及び第5条における組織再編の反映に係る変更については、変更認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附則第1条に施行期日を規定</li> <li>・分社化に伴う組織再編の反映に係る変更の施行期日を「ただし書き」で規定</li> </ul>

別 添 ( 2 )

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表 ( 第 2 編 )

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力関係部門</u>（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。）及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における安全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成する活動を実施する。</p>	<p>(安全文化の醸成)</p> <p>第2条の2 第2条に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全の確保を最優先とした保安活動を確実なものとするため、安全文化を醸成する活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成の方針を表明し、保安に関する組織（第4条に定める保安に関する組織をいう。以下、同じ。）全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力部門</u>（第4条に定める保安に関する組織の原子力本部長以下の組織をいう。以下、同じ。）及び<u>原子力関係部門（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織をいう。以下、同じ。）</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>における安全文化の醸成に関する目標を設定させ、これを確認すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室における原子力安全の確保を最優先とする安全文化の醸成のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、安全文化の醸成に関する目標を設定すると共に、安全文化を醸成する活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 安全文化の醸成に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、安全文化を醸成する活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、安全文化を醸成する活動を実施する。</p>	<p>・原子力部門及び原子力関係部門の用語の再定義 （原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更） （第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織（中部電力大の業務を行う中で原子力に関する業務に従事する組織）を「原子力関係部門」と呼称）</p> <p>・<u>分社化に伴う組織再編の反映</u> （「ビジネスソリューション・広報センター（長）」を「調達センター（長）」に変更）</p>



浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力関係部門</u>及び<u>ビジネスソリューション・広報センター</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第2条の3 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定を遵守すること（以下、本条において「コンプライアンス」という。）を確実にするため、安全文化を醸成する活動の一環として、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2 社長は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスの方針を表明し、保安に関する組織全体に伝達され理解されることを確実にする。また、必要に応じて方針の見直しを行う。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価結果を確認し、原子力本部長及び経営考査室長に対して、必要な指示を行う。</p> <p>3 原子力本部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、原子力部長に対して、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンスに関する目標を設定させ、これを確認すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定させ、これを確認する。</p> <p>(2) 第4項(2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受け、(1)の目標又は活動計画に反映させ、これを確認する。</p> <p>4 原子力部長は、<u>原子力部門</u>及び<u>原子力関係部門</u>におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“安全文化の醸成に関する指針”に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>5 経営考査室長は、経営考査室におけるコンプライアンス意識の定着・浸透のため、“原子力内部監査指針”を定め、これに基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第2項(1)の方針に基づき、コンプライアンスに関する目標を設定すると共に、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) コンプライアンス意識の定着・浸透に関する評価を年1回以上行う。</p> <p>(3) (2)の評価結果を年1回以上社長に報告し、必要な指示を受ける。</p> <p>(4) 社長の指示及び(2)の評価結果に基づき、(1)の目標又は活動計画に反映し、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を継続的に改善する。</p> <p>6 保安に関する組織は、第4項(1)の活動計画又は第5項(1)の活動計画に従い、コンプライアンス意識の定着・浸透のための活動を実施する。</p>	<p>・原子力部門及び原子力関係部門の用語の再定義</p> <p>（原子力本部長以下の組織の呼称を「原子力関係部門」から「原子力部門」に変更）</p> <p>（第4条に定める保安に関する組織の調達センター長以下の組織（中部電力大の業務を行う中で原子力に関する業務に従事する組織）を「原子力関係部門」と呼称）</p> <p>・<u>分社化に伴う組織再編の反映</u></p> <p>（「ビジネスソリューション・広報センター（長）」を「調達センター（長）」に変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前						変更後						備考
(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 (略)						(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 (略)						・分社化に伴う組織再編の反映 (取引会社選定・契約指針の管理部署について、「ビジネスソリューション・広報センター」を「調達センター」に変更)
表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係						表3-1 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（JEAC4111が要求する“文書化された手順”である指針）との関係						
第3条の関連条項	一次文書		二次文書			第3条の関連条項	一次文書		二次文書			
			整理番号	文書名	管理部署			整理番号	文書名	管理部署		
4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部	4.2.3	原子力	品質保証	03	文書管理指針	原子力部	
4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター	4.2.4	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	
8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.2.2	原子力	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	
	品質保証	—					品質保証	—				
8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部	8.3	原子力	品質保証	07	不適合等管理指針	原子力部	
8.5.2	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター	8.5.2	品質保証	計画書	70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
8.5.3	規格	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	8.5.3	規格	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室	

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前						変更後						備考
表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係						表3-2 本品質保証計画の関連条項と一次文書・二次文書（組織が必要と決定した指針）との関係						<p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>（取引会社選定・契約指針の管理部署について、「ビジネスソリューション・広報センター」を「調達センター」に変更）</p>
第3条の関連条項	一次文書		二次文書			第3条の関連条項	一次文書		二次文書			
			整理番号	文書名	管理部署				整理番号	文書名	管理部署	
5.4.1	原子力品質保証計画書	品質保証	02	業務計画策定・評価指針	原子力部	5.4.1	原子力品質保証計画書	品質保証	02	業務計画策定・評価指針	原子力部	
5.4.2						5.4.2						
5.6						5.6						
7.1						7.1						
7.2						7.2						
8.2.1	8.2.1											
8.2.3	8.2.3											
8.4	8.4											
5.6	原子力品質保証計画書	品質保証	70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター	5.6	原子力品質保証計画書	品質保証	70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
8.4						8.4						
	—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室		—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室			
6.2.2	原子力品質保証計画書	品質保証	04	教育指針	原子力部	6.2.2	原子力品質保証計画書	品質保証	04	教育指針	原子力部	
			70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター				70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
			—	KS-01	原子力内部監査指針	経営審査室				—	KS-01	
7.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
8.2.4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8.2.4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	7.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
7.4	原子力品質保証計画書	品質保証	06	調達管理指針	原子力部	7.4	原子力品質保証計画書	品質保証	06	調達管理指針	原子力部	
			70	取引会社選定・契約指針	ビジネスソリューション・広報センター				70	取引会社選定・契約指針	調達センター	
8.2.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	8.2.3	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(以下, 略)						(以下, 略)						

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="151 449 1314 982" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本 店)</p> <pre> graph LR     S[社長] --- M1[管理責任者 (経営審査室長)]     S --- M2[管理責任者 (原子力本部長)]     M1 --- K[経営審査室長]     M2 --- A[原子力本部長]     A --- B[原子力部長 ※1]     A --- C[原子力発電保安審議会]     A --- D[原子力土建部長]     A --- E[ビジネスソリューション・ 広報センター長]                     </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>(以下, 略)</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <div data-bbox="1374 449 2537 982" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(本 店)</p> <pre> graph LR     S[社長] --- M1[管理責任者 (経営審査室長)]     S --- M2[管理責任者 (原子力本部長)]     M1 --- K[経営審査室長]     M2 --- A[原子力本部長]     A --- B[原子力部長 ※1]     A --- C[原子力発電保安審議会]     A --- D[原子力土建部長]     A --- E[調達センター長]                     </pre> </div> <p>【次頁に続く】</p> <p>図4(1) 保安に関する組織 (本店)</p> <p>(以下, 略)</p>	<p>・分社化に伴う組織再編の反映</p> <p>(「ビジネスソリューション・広報センター長」を「調達センター長」に変更)</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行うと共に、原子力部長及び原子力土建部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(3) 経営考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務を行う。</p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) <b>ビジネスソリューション・広報センター長</b>は、廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 廃止措置に関する職務については、以下に定める保安に関する職務のほか、会社規程である組織管理規程に従って行う。</p> <p>2 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、保安活動を統轄する。また、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の職務を行う。</p> <p>(2) 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査を除く）の実施に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2第3項及び第2条の3第3項の職務を行うと共に、原子力部長及び原子力土建部長の行う保安活動を統括する。</p> <p>(3) 経営考査室長は、内部監査に係る管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査を統括する。また、第2条の2第5項及び第2条の3第5項の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力部長は、原子力発電保安審議会の委員長として、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項の審議を主宰すると共に、浜岡原子力総合事務所長の行う保安活動を統括する。また、第2条の2第4項及び第2条の3第4項の職務を行う。</p> <p>(5) 原子力土建部長は、原子炉施設のうち、土木建築関係設備の計画・設計・管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(6) <b>調達センター長</b>は、廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>・記載の整合（句読点の追加）</p> <p>・<b>分社化に伴う組織再編の反映</b></p> <p>（廃止措置に係る資材の調達先の評価・選定に関する業務を行う職位について、「ビジネスソリューション・広報センター長」から「調達センター長」に変更）</p>

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）

変更前	変更後	備考
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 第 号）</u>  <u>（施行期日）</u>  <u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第2条の2、第2条の3、第3条、第4条及び第5条における組織再編の反映に係る変更については、変更認可を受けた後、当社が定める日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附則第1条に施行期日を規定</li> <li>・分社化に伴う組織再編の反映に係る変更の施行期日を「ただし書き」で規定</li> </ul>